

Title	『山家集』 錯簡説をめぐって
Sub Title	
Author	寺澤, 行忠(Terasawa, Yukitada)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1987
Jtitle	三田國文 No.7 (1987. 6) ,p.9- 16
JaLC DOI	10.14991/002.19870600-0009
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19870600-0009">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19870600-0009</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



大たうなどばかりなりける、たうのあととみゆ、こけはふかくうづみたれども、いしおほきにして、あらはに見ゆ、ふでのやまと申なにつきて

一三七〇の山にかきのほりてもみつるかな こけのしたなる岩のけしきを

善通寺の大師の御影には、まばにさしあげて、大師の御師かき、せられたりき、大師の御てなどもはしましき、四の門のがく少くわれて、おほかたはたがはずして侍き。すゑにこそいかゞなりなんざらんと、おぼつかなくおぼえ侍しか

備前国に小嶋と甲嶋にわたりたりけるに、あみ申物とする所は、をのくわれくしめて、ながきさほにふくろをつけてたてわたすなり、そのさほのたてはじめをば、一のさほとぞなつけたる、なかにとしたかきあまのたてそむるなり、たつるとて申なることばき、侍こそ、なみだこぼれて、申ばかりなくおぼえてよみける

一三七〇たてそむるあみとるうらのはつさはほつみのなかにもすぐれたるこひ  
奥村氏は、次のように言われる。

右の一三七〇番詞書にある「まんだらじ」は、四国霊場七十三番我拝師山出釈迦寺にあてべきである。一三六九番歌は、「大師のむまれさせ給たる所」とあるから、これは善通寺のことであり、一三七一歌の左註も、内容は善通寺のことである。つまり、出釈迦寺の詠に善通寺の左註がついていることになり、意をなさない。一三七一の左註は、一三六九の左註としてみれば自然なのである。即ち、「又ある本に」は、一三七〇の詞書からはじまって、一三七一の左註を除いた歌までと考えるべきである。つまり、これだけの部分を、一三六九の歌と左註の間に割に込ませてしまったのである。いわば、編集の不手際である。「又ある本に」は、一三六九の左註

の後におくべきであったのかもしれない。

奥村氏の錯簡説に関する御論の要点を摘記させていただくと、およそ以上の如くになるうかと思われる。

氏の御論は誠に示唆に富むもので、学愚に浴するところ多かったのであるが、錯簡説については、些か首肯し難いものがあるので、以下、その点に関する私見を述べてみたい。

まず第一に、『山家集』においては、「又ある本に」の注記の前と後とでは、大きな断層がみられることである。西行の歌集には、他に『山家心中集』や『西行上人集』などがある。『山家心中集』は『山家集』より秀歌を三百数十首抄出したものであり、『西行上人集』は、『山家心中集』を基に歌を増補して成立した歌集であると思われ(4)る。

この『山家心中集』と『山家集』、また『西行上人集』と『山家集』の重出歌は、『山家集』では「又ある本に」の注記の前に排列されており、それ以下の部分とは無関係である。すなわち、『山家集』から『山家心中集』が抄出された時点での『山家集』は、一三六九番歌までのものであって、以下の部分は、その後の増補にかかるものであると考えられる。

現存の『山家集』諸本には、そのような本は存在しないが、かつて存したことは、日本女子大学国文学研究室蔵本の書入れによって知ることができる。すなわち、日本女子大学本は、多数の校合注を有しているのであるが、一三六九歌の次に「爰マテ以別本校合了此末ハ無別本」という書入れがある。一三六九歌までの『山家集』が実際に存在し、その『山家集』によって校合がなされているのである。

また、このことに関連して注意されるのは、『山家集』のいわゆる版本系の諸本では、「又ある本に」の注記の前に一行分の余分が設けられており、殊に版本系諸本の中で最も古態を存するとみられる三手文庫藏本には、約三分の余白が設けられて書写されていることである。これは、この本の親本乃至祖本において、以下の部分が追補された、その当初の面影をとどめるものであると思われる。

一三七〇と一三七二歌の二首が一三六九歌と左註の間に割り込んだという想定は、一三六九歌までとそれ以下とが連続している場合に言えることであり、まずこうした形態面の考察から、錯簡の可能性を想定することは困難であろう。

第二に、詞書及び左註の文体の問題である。

『山家集』を通読すると、詞書及び左註は、完了の助動詞「けり」を基本に用いた文体で記されている。これは、同じ西行歌集でも、例えば『山家心中集』が、過去の助動詞「き」を基本に用いていること、著しい対照をなしている。

しかるに、『山家集』の当該箇所をみると、「又ある本に」の注記の前までは、「けり」を基本とした文体で記されているのに、一三七〇及び一三七二歌の二首は、左注も含めて、他と異なる文体で記されていることが注意される。すなわち、両首の詞書は、「なり」と「たり」が主として用いられており、一三七二歌の左注は、過去の助動詞「き」が基本になっている。『山家集』の中では、これは例外と言ってよいのである。例えば、一三七〇歌の詞書と同程度の分量をもつ七四八歌の詞書には、「けり」の語が十二箇所用いられている。

そおろく一三七〇歌と一三七二歌の二首―左注も含めて―が、善

通寺との関連で、別の資料からまず増補されたのではなからうか。さらに同じ資料からか、第二・第三の資料からかは不明であるが、それ以下の部分が次々に増補されていったのである。

第三に、当時の寺院関係の実態についてである。

「東寺百合文書」の中には、平安後期に末寺である善通寺・曼茶羅寺より差し出された多数の文書が含まれている。それらの文書の中には、しばしば「弘法大師御先祖建立」(善通寺)、「弘法大師御建立」(曼茶羅寺)と、自らの寺の由緒を述べた文言がみえ、共に空海に所縁の深い寺であったことが知られる。

この両寺は、十二世紀頃には、東寺の管理下に、組織や寺領が一つに統合されるに至っている。

永久三年(一一一五)には、東寺政所より発せられた下文に、「東寺政所下讚岐国善通曼陀羅兩寺所司住人等」(『平安遺文』一八四一)<sup>5)</sup>とあって、その頃、両寺の組織が一つにまとめられていたことを知る。天治元年(一一二四)「善通寺曼陀羅寺所司等解」(『平安遺文』二〇一五)、永暦二年(一一六一)「讚岐国善通曼茶羅兩寺所司解案」(同三二五〇)、久寿三年(一一五六)「善通曼茶羅兩寺所司等解 申請 留守所裁事」(同二八三七)など、両寺の組織の統合を窺い得る史料は多い。

両寺の寺域も不可分で、善通曼茶羅寺領と呼ばれるようになる。

保延四年(一一三八)、讚岐国守藤原経高は、善通・曼茶羅寺領の一円化を実施している。(同三二九〇)。その後両寺の寺領は一円と散在を繰り返しながら、鎌倉中期には「一円保」と呼ばれる寺領に発展していくことになる。<sup>6)</sup>両寺は直線距離にして約一・五キロメートル離れているにすぎず、西行が讚岐へ下向した頃は、両寺はは

とんど同一の組織・寺領として統轄されていたと言ってよいのである。

一方、出釈迦寺の名は、当時の史料の中に容易に見出し得ない。が、曼荼羅寺関係文書の中に、しばしば「施坂御堂」「施坂寺」の名がみえる。曼荼羅寺は、十一世紀中葉には、かなりひどい荒廃ぶりだったようで、当時修行のため曼荼羅寺に滞在していた僧善芳・善範が、堂宇の修理を発願し、治暦・延久年間にその為の援助を乞うて国衛や本寺である東寺に宛て出した解文・申文が多数「東寺百合文書」の中に収められている。

それらの中に、次のような記載がある。(圈点筆者)

・可奉修造大師御行道所施坂御堂并曼荼羅寺僧房一年……

(治暦二年六月、『平安遺文』一〇〇六)

・自去康平五年修造三字、本堂・別堂・施坂御堂等也……(同左)

・又在辺大師御行道所、而伴字名施坂寺、伴道場大師如意輪法所勤行給ける也  
(治暦二年七月、『平安遺文』一〇〇八)

・件外大師御初修施坂寺三間葺堂一字造立又了、即如意堂也……

(治暦三年八月、『平安遺文』一〇二〇)

・本堂別室并施坂御堂如本建立……

(延久三年八月、『平安遺文』四六四)

これらの史料をみると、「施坂寺」「施坂御堂」も、曼荼羅寺の管理下であったことが注意される。この「施坂寺」「施坂御堂」が、あるいは「出釈迦寺」の前身だったのであろうか。

普通寺に徳治二年(一一三〇七)に作成された地図(重要文化財)が蔵されている。水論の判決を寺に請うために、普通寺の百姓らによって作成されたものであるが、この地図にも曼荼羅寺は描かれて

いるが、出釈迦寺の名はみえない。

時代はかなり降るが近世末期に広く流布した、弘化四年(一八四七)刊『金毘羅参詣名所図会』第三卷、「我拝師山出釈迦寺」の項には、次のように記されている。

曼荼羅寺の奥院といふ三丁計奥にあり七十三番の靈場の前札所なり近世宗善といへる入道ありて此に寺を建立すと云(中略)

原の札所と言ふは十八丁上の絶頂にあり然るに此所に堂舎なく其道險阻にして諸人登るを得ず故に後世此所に寺を建てて之に札を納しむとぞここに、「曼荼羅寺の奥の院」説、また宗善建立説が紹介されている。現在の本堂は、寛政二年の建立であり、当時は普通寺の末寺であった。

近世に入ってからとはともかく、平安末期におけるこれらの寺院の関係は、以上のようにきわめて密接なものがあつた。

そして、何より重要なことは、西行が「まんだらじの行だうどころ」とはつきり記していることである。既にみてきたように、これは当時の実態を表わしているものと思われるが、仮にそのことを考慮しなくとも、少なくとも西行は「曼荼羅寺の行道所」と認識していたのである。おそらく西行の意識においては、普通寺も曼荼羅寺も行道所も、いわば同一の寺域内のこととして捉えられていたのではなからうか。従つて、普通寺における詠の次に行道所における詠が排列されているからといって、異質のものが並んでいるわけではなかつたと思うのである。

第四に、解釈にかかわる問題である。

一三六九歌の詞書にある「大師のむまれさせ給たる所」は、言うまでもなく普通寺誕生院のことである。版本では、一三六九歌の次

に、「岩にせくあか井の水のわりなきは心すめともやとる月哉」の一首が続くが、この部分は、歌意よりして、陽明文庫本の如くに、この一首前の「はなまいらせけるをりしもをしきにあられのちりけるを」の詞書が掛かる形の方がよい。

「まんだらじの行だうどころ」は、我拝師山にある。次の歌の詞書よってみると、当時は「筆の山」とも呼ばれていたようであるが、現在の筆の山は、香色山と我拝師山の間にある別の山を指す。我拝師山をかなり登ったところに、現在出釈迦寺奥の院（禪定寺）が建てられているが、その背後は、文字通り「手を立てたるやうな」険峻な岩場である。

西行入滅後五十年余りを経た仁治四年（一二四三）、高野山の学僧道範が、罪を得て讃岐に流され、建長元年（一二四九）に赦されて帰還するまで、六年余り同地に滞在するが、その間のことを『南海流浪記』に書き留めている。この道範も寛元元年（一二四三）九月に行道所に登っている。

同月廿一日大師至御行道所。世号<sub>二</sub>世坂参詣。其路峻岨嵯峨。老骨雖<sub>二</sub>攀躋。只人ニタスケラレテ登イタル。此行道ノ路ニハ于今草不生。清淨寂寥タリ。南北諸国皆見テ眺望疲眼。此行道所ハ五岳中岳。我拝師山西岬也。大師此處ニ観念経行之間。中岳青巖緑松。已釈迦如来乘雲来臨影現タマフ。大師拜<sub>二</sub>玉フ故。云<sub>二</sub>我拝師山也。此行道所<sub>二</sub>数刻。

（群書類従本による）

これによると、行道所は、当時「世坂参詣」とも呼ばれていたやうである。周囲の眺望は誠によく、眼が疲れる程であったという。行道所の「手を立てたるやうな」岩場には、現在鉄の鎖が垂らしてあって、攀じ登れるようになってはいるが、そうしたものの助けなし

には、容易に登り得ないような難所である。道範も人に助けられて、ようやく登っている。

一三七〇歌は、大師が釈迦に巡りあつた契りの深さに、自らも出合うことが出来た、その因縁の有難さを感じをもつて詠んでいる。

この「ちかひ」は、奥村氏が指摘される如く「捨身誓願」の伝承——大師が七歳の時に、衆生済度を志して行道所で修行し、釈迦がこの願いを叶えて下さるならばお姿を現わし給えと、断崖の上から身を投げたところ、釈迦如来が出現して、天女が体を抱きあげたという——を踏まえているのであろう。このことを抜きにしては、「ちかひ」の意味は不明確で、この事実を踏まえた上で「きびしき」が「ちかひ」にかかるとされる御指摘は誠に卓見である。しかし、「きびしき」が同時に「山」に掛かることも否定するべきではないと考える。山もまた実に「敷しい」のであり、歌の表現としての「きびしき」は、「山」と「ちかひ」の両方に掛かるものとみたい。<sup>(9)</sup> さらに登ると、「大師の御師に逢ひまゐらせさせおはしましたる」伝承のある峯である。遠くから見ると、「ふでに似て、まる／＼と山のみねのさきのとがりたるやうなる」峯も、実地に見ると、かなり大きな堂宇をも建て得る広さをもった、比較的平坦な土地である。ここに大師は「御経かきてうづませ」「師にあはせをはしましたる」しるしに塔を建立したけれども、西行が登った時にはすっかり荒廃し、礎石を残すばかりであつたという。現在も、堂宇の礎石かとみればそのようにも見得る大きな石が散在している。筆の山に「かまへてかきつきのぼり」、塔の廃墟の礎石を見つめてその感慨を歌ったのが一三七一歌である。

ところで、この「捨身誓願」の伝承は、空海伝の中でどのように

位置づけられるべきものであろうか。

空海の伝記に関し、根本資料となすべきは、空海入滅後三十四年を経た貞観十一年（八六九）に撰進された正史たる『続日本後紀』であろう。同書承和二年（八三五）三月廿一日の条には、次のような記載がある。

於是信大聖之誠言。望飛焰於鑽燄。攀躋阿波国大瀧之嶽。勤念土佐国室戸之崎。幽谷應聲明星来影。

この『続日本後紀』の崩伝は、藤原良房等奉勅撰『大僧都空海伝』に基づくものであるが、右の引用部分は、さらに空海二十四歳の折の著作である『三教指帰』序文にほぼ同文で載っており、『続日本後紀』の当該部分の記述が、『三教指帰』に拠っていることは明らかである。

この阿波大瀧之嶽及び土佐室戸之崎における修行の記述は、以後の夥しい数の空海伝に必ずみられるものである。

この『続日本後紀』における記述を核として、空海の事蹟に関する伝承は、時間の経過とともに、大きく成長していくことになる。

いま問題としている「捨身誓願」の伝承も『三教指帰』や『続日本後紀』の記述はもとより、空海入滅後程経ぬ時点で成立したと思われる伝真濟著『空海僧都伝』をはじめ、宗門正統の空海伝といつてよい「太政官符案并遺告」「遺告真然大徳等」「遺告諸弟子集」「遺告二十五箇条」等の、いわゆる御遺告諸本の中にも未だ現われていない。

これらの遺告諸本については、上山春平氏が詳しく考察されている。これらの系統関係を跡づけた上で、遺告諸本に、寛平七年（八九五）に貞観寺座主の著した『贈大僧正空海和上伝記』の影響がみ

られるところから、遺告諸本がそれ以後の成立であることを考証されている<sup>(10)</sup>。

「捨身誓願」の伝承は、それが遺告諸本にも載っていないところをみると、さらにそれ以後の成立とみてよいのであろう。

もとより文献に記されなかったから、そうした事実が無かったとすることはできない。実際に空海が我拝師山の行道所で修行したこともあったであろう。が、『三教指帰』には、土佐室戸之崎において、修行中に明星が来影したという宗教的体験を記すが、「捨身誓願」のことには余く触れていない。

もし空海に我拝師山において釈迦と出会ったという宗教的体験があれば、上記の体験と並べて、あるいはそれ以上の体験として記されてよかつたであろう。

上山氏は、空海の仏道修行は、都の大学で学を修め、おそらく官僚としての出世を願つたであろう周囲の期待を、いわば裏切る形で行われたであろうことを指摘されているが、七歳にして、衆生済度の為に生命をも厭わぬ自己犠牲を示していることも不審である。

「捨身誓願」の奇瑞譚は、やはり後代の伝承として理解するのが妥当であろうと思われる。

しかし、ともあれ平安朝のある時期にそうした伝承が生じ、それによって西行の時代にはすでに善通寺において釈迦が添えられた弘法大師の肖像画が描かれ、又地元においては我拝師山の名が、人々の間に広く定着していたのである。西行も又、そのような伝承を少しも疑っていない。疑っていないのみならず、むしろ、大師のそのような体験の場に、自らも立つことが出来た喜びを、感激をもって詠じているのである。西行の弘法大師に寄せる畏敬の念は、きわめ

て深いものであった。<sup>(12)</sup>

そのような西行にとって、さらに阿波の大滝之嶽や土佐の室戸之崎へ足を伸ばそうという思いを強く抱くに至ったことは当然のことであつたらう。実際に土佐下向の意向を持っていたことが、『西行上人集』所収歌の詞書によって知られる。<sup>(13)</sup>

さて、問題の左注である。まず西行は、大師の御影を想起している。大師の御影には、そはのや、高い所に、「大師の御師」すなわち釈迦如来の姿が描かれていた。この御影は、大師が唐へ留学するに際して帰郷した折、生前の再会はずかしいと嘆く母の為に、自らの姿を池に映して描いたものだと言伝に伝えるものである。

道範もこれを見ており、『南海流浪記』に、

此御影ハ大師御入唐之時昌圖之奉預御母儀云々。同等身像云々。大方様如普通御影。但於左之松山ノ上ニ釈迦如来影現形像有之云々。

と記している。左の松山の上に、釈迦如来の姿が描かれているのが特徴だというのである。同書には、鎌倉期に入つて、しばしばこの御影が院や親王の上覧に供され、免田が下賜されたこと、又模写が行われたことが具体的に記されている。この画像の隅に釈迦如来がやゝ小さく描き添えられる様式は、善通寺式として大きな特徴をなすものであるが、善通寺には、現在もこの様式の画像が秘仏として藏されているという。

このような釈迦如来が添えられる様式の御影は、もちろん「捨身誓願」の伝承を踏まえてのものであらう。すると、この大師像の記述は、一三七〇及び一三七一の歌及び詞書で述べてきた内容と密接に照応することになる。

さらに、大師の筆蹟が想起される。東西南北の四つの門の大師の

筆になる額は、少々破損しているが、おおよそ造られた当時と変らないう状態であつた。

道範もこの額のことに触れている。

御筆之額ニ枚有之。皆普通之寺トソバサレタリ。

その額には「善通之寺」と記されていたが、西行の見た時には四枚とも残っていたものが、道範の時代になると二枚に減じていたという。「すゑにこそいかならんずらん」という西行の心配は、早くも現実のものになっているのである。

大師の筆蹟が想起されるのは、我拜師山頂の大師建立の塔の廢墟を眼前にして、少々われかけた大師筆跡の額に危惧の念を抱いたからである。又歌の表現の点では、一三七一歌の「ふでの山」「かき」の語に対応しているのである。「すゑにこそ……」以下は、従つて、塔の廢墟を前にした西行の強い詠嘆なのであり、塔の廢墟の礎石に触発された無常の思いが、善通寺の大師の御影や筆蹟を想起せしめ、この塔と同じように、末はどのようになるのかと憂慮の念を表明しているのである。

かくて、この左注は、一三七一歌の左注としてこそふさわしいと思われるのであり、一三六九歌の左注としてみると、いかにもそぐわない印象を受けるのを否めないであらう。一三六九の詞書に「大師のむまれさせ給たる所」とあつて、左注で「善通寺の……」と改めて記述するのも、不自然である。

以上さまざまな面からこの問題を検討してきたが、その結果、問題の左注は、やはり現状どおりでよいと思われるのであり、従つて、『山家集』の当該部分に錯簡を想定する必要はないであらう、というのが小稿の結論である。



注1 歌番号は陽明文庫本に拠る。

- 2 奥村恒哉氏「山家集、註釈及び錯簡考」、(『国語国文』、京都大学文学部国語国文学研究室、昭和五十九年二月)
  - 3 久保田淳氏編『西行全集』(昭和五十七年七月刊)に拠る。
  - 4 拙稿「西行上人集伝本考」(慶應義塾大学経済学部『日吉論文集』三十五号、昭和六十年三月)参照。
  - 5 竹内理三氏編『平安遺文』(昭和二二~五五年、東京堂出版)
  - 6 『善通寺市史』第一卷(善通寺市、昭和五十二年七月刊)参照。
  - 7 寂本の著した元禄二年(一六八九)刊『四国遍禮靈場記』の「我拝師山出釈迦寺」の項に、次の如くある。

此寺は曼荼羅寺の奥院となん。西行のかけるにも。まんたらしの行道所へのほるは。よの大事にて。手を立たるやうなり。大師の御経書て埋ませおはしましたる山の峯なりと。俗是を世坂と号す其道の程峻阻にして参詣の人杖を抛岩を取て登臨す(中略)むかしより堂もなかりきを。ちかき比宗善といふ入道のありけるか心さしありて。麓に寺を建立せりとなり。(以下略)
  - 8 『金毘羅参詣名所図会』は、こうした資料に拠っているのであろう。彰考館蔵『寺院本末帳』(江戸幕府寺院本末帳集成)上巻所収、寺院本末帳研究会編、昭和五十六年十一月、雄山閣出版)
  - 9 陽明文庫本一三七〇詞書「御経かきてうづませをりましたる……」、「行道しをりましたる……」、「一三七一詞書「御師にあひまいらせさせをりましたる……」は、それぞれ「を」をいたしましたる……」の誤写である。
  - 10 上山春平氏『空海』(朝日新聞社、昭和五十六年九月刊)
  - 11 上山春平氏、前掲書Ⅱ5参照。
  - 12 山田昭全氏「西行の弘法大師信仰―その四国旅行の吟味―」(『豊山学報』第二十八・二十九合併号、昭和五十九年三月)参照。
  - 13 「西行上人集」四五八(李花亭文庫本に拠る)「こゝを又我すみかへてうかれなは松やひとりにならん」との歌に、「土佐のかたへやまからましと思ひ立事侍しに」という詞書が付されている。
- 川村晃生氏「西行の四国下向―大師遺跡巡礼歌群について―」(『三田国文』第一号、昭和五十八年一月)参照。

△付記▽

实地調査に際し、徳治二年古地図につき種々御教示を賜った曼荼羅寺の高吉清順師、また何かと御高配を賜った善通寺に厚く御礼申し上げたい。

なお、本稿は昭和六十一年十一月一日、慶應義塾大学国文学研究會に於て行った講演の内容の一部をもとに加筆したものである。